

# 中央労基協 Report

令和6年1月



## 新年のご挨拶

(公社) 東基連

中央労働基準協会支部長 三好 忠満



新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様には、旧年中は当協会支部の事業運営にあたり、格別のご支援、ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

昨年は、世界の人々が平和の実現を願うなか、ウクライナに対するロシアの侵攻が継続し、さらに中東地域でも多くの民間人を巻き込む戦争が発生。世界に驚きと緊張、困惑が広がりました。そのような中、諸物価の上昇が拡大継続し、国民生活への影響が大きくなる1年でもありました。また、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更となり、社会がコロナ禍前に戻っていく日々でもありました。

このような情勢のなか、労働基準行政の分野においては、「働き方改革」の総仕上げとなる、一般には「2024年問題」とも言われる、「医師、建設業、自動車運転者への時間外労働の上限規制適用」がこの4月から実施されます。また、賃金の引き上げが大きな注目を浴び、行政も民間企業の賃上げ支援に力を注ぎ、その動きは現在も続いております。安全衛生の面では、「第14次労働災害防止計画」が2年目となり、化学物質管理者の選任もこの4月から適用されます。また「フリーランス保護法」とも呼ばれる一人親方等の方々の保護を目的とした法令が、秋には施行されるなど、対応を迫られる課題が多く認められます。

こうして俯瞰してみますと、それぞれの分野で、新時代の新しい働き方を見据えた施策が次々と形となって現れてくる年になるように思えてなりません。

当協会支部は、このような状況のなか、本年も中央労働基準監督署をはじめとする関係機関等のご指導、ご支援を頂きながら、時代の変化に対応した必要な情報のタイムリーな提供や、講演会、セミナーの開催などにより会員の皆様に支えて参ります。

また、東基連本部、各協会支部との一層の連携を図りながら、会員の皆様のご要望に沿った事業運営に努めてまいります。

結びに、会員企業の皆様のますますのご発展と、働く人々が安心して働ける職場づくりがなされますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：(公社) 東基連） 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

\* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です



# 新年のご挨拶

中央労働基準監督署長 武元 洋一



新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、令和が始まりましたその年末から世界中に猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症はいまだ完全終息には至っておりませんが、昨年より新たな段階に移行し、雇用や所得環境の改善、個人消費や設備投資の持ち直しなど、景気回復は着実に進んできており、5年ぶりの明るい年明けとなりましたことを大変喜ばしく思っております。

年頭にあたりまして、当署における今年の主な取組みについて紹介させていただきます。

一つ目は、「構造的な賃上げ、働き方改革の推進」です。

構造的な賃上げは最重点課題であり、賃上げを推進するためには、誰もが働きやすい社会の実現に向けた「働き方改革」を着実に推進していくことが求められておりますが、2024年問題と呼ばれております「建設業」や「運送業」、「医師」に対する時間外労働の上限規制の適用が今年春から始まります。

慢性的な人手不足、人材不足が深刻な「建設業」や「運送業」に対する対応が急務であり、残り3か月を切ったところですが、特に中小零細企業の事業主の方々への丁寧な説明に全力で取り組んでいるところでございます。また、医師の働き方改革につきましては、医療勤務環境改善支援センター（通称：勤改センター）と連携して、必要な支援を行っているところでございます。

二つ目は「労働災害防止対策の推進」です。

昨年の中央署管内の労働災害発生状況としまして、11月までの速報値となりますが、死亡災害5件、死傷災害776件と、休業4日以上死傷災害は増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などによる死亡災害が依然として後を絶たない状況にあることから、引き続き、行政や労働災害防止団体、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、すべての関係者において、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有していただき、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとるという社会の実現を目指してまいります。

三つ目は「迅速適正な労災補償」です。

労働者の健康をめぐる状況としては、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、又はストレスを感じる労働者の割合は依然として高い状況にあり、精神障害に係る労災請求件数は年々増加しております。最近の傾向としましては、ハラスメントが原因で発病したと主張される事案の増加が著しく、全体の半数を超えています。また、ハラスメントの中身では、上司、同僚以外の者からのハラスメントにより発病したとされる、いわゆるカスタマーハラスメント事案が増加傾向にあるなど、複雑困難化しています。被災者が安心して治療に専念できるよう、懇切丁寧な対応、迅速・適正な処理に努めてまいります。

中央労働基準監督署では引き続き様々な課題の解消に向け、職員一丸となって努めてまいりますとともに、皆様方にタイムリーな情報をいち早くお届けしてまいりたいと考えております。皆様方からのより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、貴支部の益々の御発展、会員の皆様方の御健勝、御繁栄を心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

# 建設現場の安全衛生パトロールの実施

～令和5年度 年末年始 Safe Work 推進強調期間に合わせて～

中央労働基準監督署

令和5年の東京労働局管内の死亡災害については、11月末日現在で39人であり、昨年同期と比べ8人の減少となっており、建設業についても16人と昨年同期と比べ7人減少している。

一方、中央労働基準監督署管内の死亡災害については、11月末日現在で5人となっており、昨年同期と比べ1人増加しており、また、建設業については、一時に6名の労働者が死傷（うち2人が死亡）する大規模災害が発生したこと等により、3人の労働者の尊い命が失われた状況にある。

このような状況の中、労働災害の増加のおそれのある年末年始の時期の労働災害防止のため、中央労働基準監督署は、令和5年12月6日、建設業労働災害防止協会東京支部中央・千代田・文京分会（以下「建災防分会」という。）と合同による年末年始 Safe Work 推進強調期間の取り組みとして、管内の下記大規模建設現場の安全衛生パトロールを実施した。

## 【工事概要】

事業名称	東急建設株式会社 首都圏建築支店 (仮称) 千代田区富士見一丁目計画新築工事
施工所在地	千代田区富士見1-1-8
建築工期	令和4年4月1日から令和7年2月18日
用途	分譲共同住宅

## 【建設現場の安全衛生パトロールについて】

現場作業場内の現場事務所において、中央労働基準監督署及び建災防分会の参加者の自己紹介の後、現場所長から工事概要、現場の安全衛生管理について説明があった。

説明では、

- 1 現場ではICTを活用して作業巡視記録を作業員に素早く共有するシステムを運用している
- 2 様々な場所にWEBカメラを設置して撮影することで、現場の状況を広範囲に把握することができ、災害防止に活用するとともに業務の効率化を図っている
- 3 高台の現場のため、強風による資材等の飛散防止や足場の倒壊防止を強化している
- 4 現場敷地周囲に小学校が複数あり、交通事故を含め第三者災害の防止に特に気を付けている

との話があった。

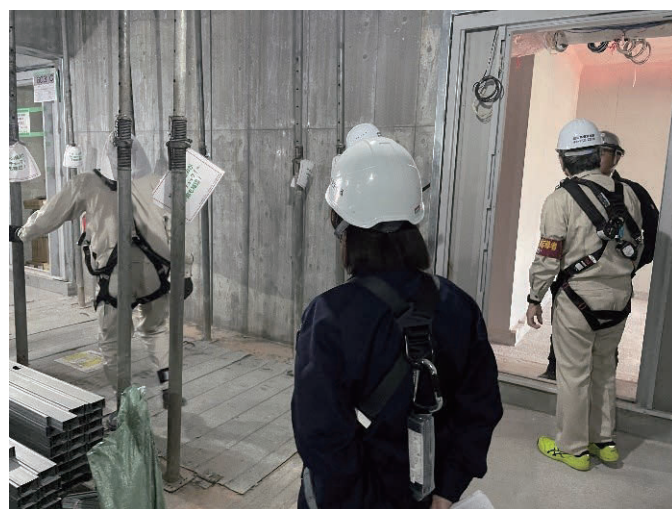


現場ではICTを活用して、現場の安全管理及び工程管理等に役立て取り組みを実施していることが伺われた。

この後、パトロールでは、コンクリート打設準備作業の状況、外部足場の設置状況、躯体外周の安全通路の確保状況、情報共有ツールの運用状況、デジタルサイネージ等の活用状況を確認した。

パトロール後は、現場事務所にて、建災防分会長代理及び中央労働基準監督署副署長から講評を行った。

## パトロールの様子



## ◇ 2024年4月から「労働条件明示のルール」が変わります ◇

「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件」が、令和5年3月30日に公布・告示され、令和6年4月1日から労働契約締結時、有期労働契約の締結時・更新時、無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時において新たに明示しなければならない労働条件の事項が追加されました。

なお、同じ事項を追加した、職業安定法施行規則の一部を改正する省令も令和5年6月28日に公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。

### 明示のタイミング

### 新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結と

有期労働契約の更新時

- ▶ 1. **就業場所・業務の変更の範囲**

有期労働契約の締結時と

更新時

- ▶ 2. **更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容**

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

無期転換ルールに基づく

無期転換申込権が発生する

- ▶ 3. **無期転換申込機会**

契約の更新時

- ▶ 4. **無期転換後の労働条件**

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※詳しくは次ページや厚生労働省ホームページでご確認ください！



# 労働条件明示の制度改正のポイント

## 全ての労働者に対する明示事項

1

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

2

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
  - ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
  - ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
  - ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
- (注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



(2023年10月)



# 令和6年度上半期講習カレンダー〔令和6年4月～令和6年9月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

QRコードは、ホームページに繋がります

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

講習申込は3か月前の1日からできます

中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です



講習名		月	受講費【円】 受講料+テキスト代(税込)	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210			5(水) 7(金)		28(水) 30(金)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180		28(火) 29(水)			8(木) 9(金)	
	石綿作業主任者技能講習		15,180	25(木) 26(金)		13(木) 14(金)	19(金) 20(土)	20(火) 21(水)	
教特育別	テールゲートリフター特別教育	会員	8,690						25(水)
		一般	11,990						
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630		23(木) (金)		4(木) 5(金)		12(木) 13(金)
	衛生推進者養成講習		9,900				3(水)		27(金)
	安全管理者選任時研修	会員	10,560		20(月) 21(火)		29(月) 30(火)		9(月) 10(火)
		一般	12,760						
	化学物質管理者講習 (取扱事業場向け 1日間)	会員	15,070		27(月)				26(月)
		一般	18,370						
雇入れ時の安全衛生教育	会員	2,200		11(木) 16(火) 17(水)					
	一般	3,300							
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	会員	19,030				9(火) 11(木)		4(水) 6(金)
		一般	22,330						
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	会員	16,170				9(火) 10(水)		4(水) 5(木)
衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	一般	19,470							
安全衛生講習	熱中症予防管理者(指導員)研修	会員	5,390				11(火)/ 26(水)		
		一般	7,590						
人事労務講習等	新規労務担当者向け講習	会員	12,780		14(火) 15(水)				
		一般	16,080						
	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習	無料					12(水)		
		会員	3,740						
	労働基準法等基礎講座	一般	5,940						2(金)
		会員	4,125					26(金)	
	社会保険(健保・年金)基礎講座	一般	6,325						
会員		8,360					17(水) 24(水)		
労災保険実務講座 【2回セット】	一般	11,660							
	会員	3,080		19(金)					
雇用保険実務講座	一般	5,280							
	会員								
大会等	中央安全推進大会		無料			28(金)			
	中央健康推進大会		無料						○

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都内限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

令和5年12月18日現在

# 令和5年度講習カレンダー〔令和6年1月～令和6年3月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部  
TEL03 (3263) 5060 FAX03 (3263) 6485

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8  
<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>



お申し込みはWEB申込をお願いしております

右のQRコードは、ホームページに繋がります

中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenychuo**」です

講習名	月	10月～受講費【円】 受講料+テキスト代(税込)	受使用 講料にキ ツキの改 訂は、W E B申 込が時 に再 度場 ご確 認が ざ い ま す。	令和5年 1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	23,210				13(水)～ 15(金)
	石綿作業主任者技能講習	15,180			15(木)～16(金)/ 21(水)～22(木)	
教特育別	テールゲートリフター特別教育	(会員)8,690 (非会員)11,990		10(水)	19(月)	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630		18(木)～ 19(金)		7(木)～ 8(金)
	衛生推進者養成講習	9,900			6(火)	
	安全管理者選任時研修	(会員)10,560 (非会員)12,540		25(木)～ 26(金)		4(月)～ 5(火)
	化学物質管理者講習(製造業向け 2日)	(会員)27,170 (非会員)30,470		12(金)&15(月)		
中級者向け実務講座 【2回セット】	労働基準法等実務講座	(会員)8,690 (非会員)11,660		16(火) 24(水)		
	女性活躍推進セミナー	無料			14(水)	

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

令和5年12月18日現在

\*\*\*\*\*

## 謹 賀 新 年

中央労働基準協会中央支部 職員一同

あけましておめでとうございます。  
旧年中は格別のご支援・ご協力を賜りましたこと、  
深く感謝申し上げます。  
本年も職員一同更なるサービス向上に努めてまいり  
ますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう  
お願い申し上げます。

事務局 長	古賀 睦之
事務局 次長	古川内 和好
総務会計係長	田口 幸子
庶務係長	大塚 美代
講習課主任	松井 憲一
講習課係員	立田 聡子

